

第2回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会

日 時 平成25年1月24日（木）10：29～12：01
会 場 築地市場講堂

開 会

○小野課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会を開会いたします。

委員の皆様、関係者の皆様には、大変お忙しいところをご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、当協議会の事務局の東京都中央卸売市場新市場整備部管理課長の小野でございます。議事に入るまで司会を務めさせていただきます。

それでは、初めに、志村新市場整備部長よりごあいさつをさせていただきます。

○志村部長 東京都中央卸売市場新市場整備部長の志村でございます。協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより豊洲新市場の整備につきましてご理解とご協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会でございますけれども、豊洲新市場予定地におきまして土壌汚染対策工事を着実に実施し、安全安心を確保することにつきまして、都民や市場関係者の理解と信頼を得ることを趣旨といたしまして設置させていただいたものでございまして、昨年7月に設置いたしまして第1回の協議会を開催し、今回は第2回目の開催ということになります。この間、時間の調整がつかず、開催間隔があきましたことをおわび申し上げます。

豊洲新市場の土壌汚染対策工事につきましては、一昨年から工事に着手しておりまして、各街区周囲の遮水壁を設置し、盛土を移設した上で、ガス工場操業地盤面から下2mまでの土壌を掘削して外部に搬出し、さらにそれよりも下の汚染土壌の掘削を進め、これらにつきましては敷地内に設置した仮設土壌プラントにより逐次その処理を進めておるところでございます。あわせて、土壌だけではなく、地下水につきましても、各街区に設置した地下水処理プラントにより浄化処理を行っているところでございます。本日は、第1回目以降の土壌と地下水の処理状況を中心に後ほど資料を用いてご説明させていただきますので、積極的な意見交換をよろしくお願い申し上げます。

東京都といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、着実に現在工事を進めているところでございますが、工事の進捗に伴って実施した調査によりまして処理対象の存在がさらに判明し、処理土量が増加する見込みとなったことや、土壌を掘削除去する過程におきまして想定外の地下障害物への対応などが必要になったことから、本年3月末までとしていた工期についてはこれを1年

延伸することといたしました。また、これに伴いまして市場施設の竣工時期についても平成 27 年度中となることを東京都として決定し、去る 1 月 8 日にこの内容を公表させていただいたところでございます。工事スケジュールにつきましては、今申しましたとおり、延伸を決めたところでございますけれども、土壌汚染対策工事につきましては今後とも着実に実施し、市場用地の安全安心について万全を期すとともに、都民、市場関係者の理解、信頼を得てまいりたいと考えているところでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先ほど申しましたとおり、本日は、土壌汚染対策工事の進捗状況や汚染土壌・地下水の処理状況結果などについて報告をさせていただきたいと思っております。細見座長のもと、委員の皆様方の活発な意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回から新市場予定地の地元区である江東区から寺内政策経営部長と石川環境政策部長のお二人に新たに協議会委員に加わっていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

○小野課長 次に、本日の協議会の委員をご紹介します。

当協議会座長の東京農工大学大学院教授の細見委員でございます。

岡山大学大学院教授の西垣委員でございます。

東京都水産物卸売業者協会会長の伊藤委員でございます。

同じく副会長の関本委員でございます。

東京魚市場卸協同組合副理事長の渡邊委員はご欠席でございます。

同じく理事の三浦委員でございます。

東京魚市場買参協同組合副理事長の神山委員でございます。

東京魚商業協同組合理事長、神田委員でございます。

東京都鮪商生活衛生同業組合理事長、山縣委員でございます。

築地東京青果物商業協同組合理事長、泉委員でございます。

築地市場関連事業者等協議会会長、森澤委員でございます。

東京都中央卸売市場築地商業協同組合理事長、藤井委員でございます。

東京都地域婦人団体連盟理事、大北委員でございます。

江東区環境清掃部長の石川委員でございます。

○石川委員 石川でございます。地元行政区が入っているべきという江東区議会の要請を受けて、都のほうがそれを受けて、今回から、政策経営部長と環境清掃部長の 2 人が新たに入るようになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野課長 中央卸売市場新市場整備部長の志村委員でございます。

新市場事業計画担当部長の加藤委員でございます。

新市場事業推進担当部長の日浦委員でございます。

基盤整備担当部長の加藤委員でございます。

施設整備担当部長の久保田委員でございます。

なお、富山大学理学部教授の丸茂委員、東京魚市場買参協同組合理事長の大川委員、築地市場青果連合事業協会会長の鈴木委員、豊洲地区町会自治会連合会会長の細野委員は欠席との連絡をいただいております。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、1枚目が本会議の次第となっております。次に、A3判で「資料1」と右肩に打ってあるものが一つづり、同じくA3判で「資料2-1」と右肩に打ってあるつづりが一つ、資料2-2、こちらもA3判で一つづり、資料2-3も一つづり、最後にA3判としまして資料3をお配りしております。そのほかに、委員の方には参考として要綱と名簿を配布しております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に先立ちまして、座長の細見先生よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○細見座長 おはようございます。座長を務めさせていただいております細見でございます。今回2回目の協議会でございますが、簡単に一言ごあいさつ申し上げます。

前回は、この協議会の名前にありますように、土壤汚染対策工事の概要について、仮設のというか、実際オンサイトで行われている土壌処理プラントの処理結果について報告を受けて、この場でいろいろ意見交換をさせていただきました。その協議会が終わった後、全員で、現場に設置されている微生物による処理プラント、洗浄処理プラント、それから中温加熱処理プラントという本当に大きな処理プラントを我々自身で、仮設の土壌処理プラントを中心に現場見学をさせていただいて、その場でまた質問とかさせていただきました。あのときは確か夏の暑いときだったかなと思いますが、今、半年を経過して第2回目ということでございます。工事の進み具合あるいは現場の様子も大きく変わっていると思います。本日は、そのプラント処理で実際どのように実施されているのかという報告を受ける。その報告に対してまた意見交換をさせていただきたいと思います。

今回は、これまで行われてきました工事の状況だとかを報告していただくとともに、この協議会の名前に「土壤汚染対策工事と地下水管理」と書いてありますが、この地下水管理について、今後、市場が開場してからどのように管理していくかということについてのまず第一歩の議論をさせていただきたいということで、今日の議題の次第の一つに入っております。これも皆様の活発な議論、

意見交換をお願いしたいと思います。

先ほど新市場整備部長の志村さんからご報告がありましたけれども、土壤汚染対策工事を1年延ばすことを1月に公表されたということでございます。何よりも豊洲の新市場の用地につきましては誰もが安全安心を確保するのを第1の目的にしておりますので、この土壤汚染対策工事を着実に確実に実施していくことが大事だろうと思います。そのための1年間の工事の延期と伺っています。このことについてもまたこの場でも議論させていただき、ご質問等があればよろしくお願いしたいと思います。

それから、この協議会に関する今後の運営についてでございますけれども、皆様のお手元に協議会設置要綱があるかと思います。この設置要綱の第5の4項に「座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。」と裏面の最初のほうに書いてございます。実は前回のときにはそれを決めておりませんで、今回、その設置要綱に基づきまして、職務代理を座長指名ということで西垣先生にお願いしたいと考えておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。先生もよろしくお願いします。

それでは、本日これからいろいろ意見交換をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野課長 細見座長、どうもありがとうございました。

それでは、座長のあいさつが終わりましたので、映像、写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。撮影機材をお持ちの方はご退室いただきますようお願いいたします。

それでは、司会を座長の細見委員にお渡ししたいと存じます。細見座長、よろしくお願いいたします。

○細見座長 かしこまりました。

それでは、お手元の次第がございますが、この次第に沿って今日の協議会、意見交換を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、次第に沿って進めていくわけですが、今回は3点にわたって報告がございます。これらの工事の状況だとか処理結果、あるいは地下水管理システムを先に事務局のほうからご説明をしていただいた後、各委員の皆様からいろいろご意見を賜りたいと思います。それでは、事務局から報告事項をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○古澤課長 基盤整備担当課長の古澤でございます。私からは報告事項のうち、(1)、(2)につきましてご説明いたします。

まず、資料1「汚染土壌・汚染地下水の対策状況」についてでございます。2ページに汚染土壌

の対策状況、3 ページに汚染地下水の対策状況について、先月末時点のものをお示ししてごさいます。

2 ページの汚染土壌についてであります、A.P.+2.0m以深の要対策箇所を灰色の表示にしております。このうち赤の太枠で囲った区画につきましては対策実施箇所、このうち完了箇所につきましては「○」表示をしております。A.P.+2.0m以深の汚染土壌の対策内容としましては、汚染が確認されている箇所を、鋼矢板といいまして、鋼板を組み合わせた壁で囲いまして掘削をしております。その掘削土につきましては、仮設土壌処理プラントへ運搬をして処理しております。鋼矢板で囲い始めた段階で「対策実施」としてしております。掘削除去が終わった段階で「対策完了」にしております。右上に街区別の表で箇所数を整理しております。5 街区ですとか7 街区につきましては、対策予定箇所に対して約半数の区画で対策を実施しているということです。仮設土壌処理プラントのあります6 街区につきましては、これまでのところ、5 街区、7 街区からの盛土の受け入れですとか、仮設土壌処理プラントでの汚染土壌処理を主に行ってきております。盛土の掘削を進めるとともに、汚染土壌対策は敷地の西側のほうから今着手しております。

3 ページの汚染地下水につきましても、凡例としては同様でございます。鋼矢板で囲い始めた段階で「対策実施」としてしております。地下水汚染が基準以下になることを確認あるいは帯水層の汚染土壌を全て掘削除去したことをもって「対策完了」にしております。汚染地下水の対策内容、それから対策結果等につきましては、後ほど資料2-2の説明の中でお話しさせていただきます。右上の表を見ていただくと、5 街区で約3割程度、7 街区で約6割程度の区画で対策を実施してごさいます。

この汚染土壌、汚染地下水の対策状況につきましては、今後、定期的にホームページ上で公表していく予定でございます。

続いて、資料2-1「仮設土壌処理プラント処理結果」についてでございます。この処理結果につきましては、前回の協議会におきましても報告した事項です。前回報告した以降の処理の結果について今回ご報告させていただきます。まず、三つの処理方法の概要につきまして改めてご説明させていただきます。洗浄処理は、ふるい分けや水を使いまして、低濃度のベンゼン、シアン化合物、重金属等を除去する処理でございます。掘削微生物処理は、土壌中の微生物を活性化させ、土壌中のベンゼンを分解して除去する処理でございます。中温加熱処理につきましては、汚染土壌を加熱して、油、ベンゼンを気化させて除去する処理でございます。

まず、掘削微生物処理の結果についてでございますが、右上の表になります。累計64 検体のうち、前回報告分の3 検体を除いた、昨年7月から12月までの61 検体につきまして、3 ページ以

降の一覧表のとおりでございます。全てベンゼンの溶出量の基準値を下回っております。つまり、環境基準をクリアしているということでございます。なお、1検体当たりの量と申しますのは約100 m³でございます。

続いて、洗浄処理の結果についてでございます。1ページ目にありますように、累計467検体のうち、前回報告分の1検体を除いた466検体について全ての分析項目で基準値を下回っております。8ページ以降の一覧表のとおりでございます。

続いて、中温加熱処理の結果についてでございます。累計493検体のうち、前回報告分の5検体を除いた488検体につきまして全てベンゼンの溶出量の基準値を下回っております。また、油膜はなし、油臭は無臭という結果を得ております。21ページ以降に一覧表で整理しております。

前回の協議会で委員のほうから、操業由来の7物質の除去が可能な洗浄処理のデータにおきまして、分析項目としてなぜ全て7物質測定しないのか、こういったご質問がございました。これにつきましては、2ページに「処理フローに伴う分析内容」のペーパーをつけてございます。これで解説させていただきます。真ん中になりますが、30倍以下のベンゼンですとか、シアン化合物、重金属等の汚染土壌につきましては、私ども、bのアルファベットの土壌ということでプラントへの搬入搬出管理を行っているところでございます。このbの土壌の大半と申しますのは、水銀ですとか六価クロム、カドミウムの汚染物質については含んでおりません。このため、bで処理した洗浄済み土につきましては4物質のみ測定しているということでございます。一方で、水銀、六価クロム、カドミウム、この3物質を含んでいる土壌につきましては、全体の処理数量でいきますと1%未満でありまして、先ほどのbという土壌とは別の管理を行っておりまして、brとして洗浄処理をして、7物質全てを測定しております。

1ページ目に戻っていただいて、1ページ目の表の洗浄処理欄の中の8月を見ていただくと「(5)」と出ております。この5検体はそのケースでございまして、その結果につきましては11ページに示しているところでございます。

2ページに戻っていただきまして、eとerの関係も同様で、中温加熱処理後、洗浄処理を行う土壌でございます。今回、erについては報告する検体はありませんが、今後、処理結果が出てくれば報告させていただきます。

その他、ベンゼンのみによる汚染土壌はaとして掘削微生物処理を行っております。cにつきましては、掘削微生物処理後、洗浄処理を行う土壌でございます。一番右のdにつきましては、中温加熱処理のみを行う土壌になります。

一覧表の中で試料名の見方でございます。例えば8ページの一覧表の中で一番左の試料名につき

まして、一番上は「b-48-1」との表記をしてございます。これにつきましては、「b」については洗浄処理対象土であるということでございます。「48」といいますのは処理済み土の仮置き場所、最後の「1」についてはその場所に仮置きしたのが1回目ということを示してございます。

続いて、資料2-2にいきます。「汚染地下水対策結果」についてでございます。浄化の方法につきましては、第1番としまして、浄化が必要な箇所を不透水層の深さまで鋼矢板で囲っております。2番目としまして、汚染地下水を汲み上げるための揚水井戸、清浄な水を地中に戻すための復水井戸を設置しております。それから、地下水位や濃度を測定するための観測井戸というものも設置してございます。3番目としまして、汚染地下水をポンプ等で汲み上げながら清浄な水を地中に戻してございます。四つ目として、土中にベンゼンが揮散している場合は揚水井戸とともに設置した吸気管から吸入をしております。その他、必要に応じまして土壌中の微生物による分解ですとか酸化剤による化学分解の活用も行っております。

続きまして、浄化の確認については右にフローを載せております。この流れにありますように、先ほど説明した揚水、復水の過程におきまして簡易分析を行っております。これを2から3回程度、対象汚染物質が基準値を下回っていることを確認しております。その後、公定分析を行い、最終的に基準値以下になっていることをもって浄化完了ということにしてございます。資料の2ページ、それから4ページ、5ページに記載しているデータにつきましては、最後に確認した公定分析の結果を示してございます。結果につきましては2ページ以降に街区別に一覧表で整理しておりますが、全ての対策完了箇所におきまして環境基準値をクリアしていることを確認しております。

一覧表の見方についてでございますが、例えば4ページにあります一番上の区画でいきますとL8-2 から L8-3、この二つの区画のように太枠内の区画についてはまとめて対策を実施した箇所でございます。L8-2、L8-3 でいえば、9月3日にベンゼン及びシアン化合物について基準値をクリアしているということでございます。

それから、3ページですとか6ページの一覧表につきましては、帯水層全ての汚染土壌を掘削除去することによって汚染地下水の浄化が完了している箇所の一覧でございます。なお、今回、6街区につきましては、先ほどの資料1のとおり対策完了箇所がありませんので、今回、結果報告はしてございません。

続いて、資料2-3でございます。「公共下水道への排水の測定結果」についてでございます。これについても今回初めて報告する事項でございます。

まず、雨水でございます。汚染土壌に接触していない雨水の排水につきましては、ポンプや仮排水路で各街区内に設置した沈砂槽に送水し、土砂等を除去して、下水道の既設雨水管に放流してお

ります。放流に当たりましては、都の関係局からの指導を受けておりまして、施工の各段階に応じて定期的に水質検査を実施しております。具体的には、盛土掘削時におきまして、備考欄にあります4項目につきましては毎月の測定、操業由来の汚染物質である7項目につきましては1回、その後は11項目全て毎月測定ということになってございます。2ページから4ページに街区別に一覧表としております。結果につきましては、全て基準をクリアしていることを確認しております。

続いて、5ページになります。地下水処理プラントからの排水についてでございます。これにつきましては、先ほどご説明した汚染地下水対策で汲み上げました汚染地下水ですとか、掘削過程で発生する地下水などの排水になります。この排水につきましては、各街区に設置した地下水処理プラントへポンプで送水して下水排除基準以下に処理した上で下水道の污水管に放流しております。

ここで地下水処理プラントの流れについてご説明いたします。まず、①の原水槽に入った汚染地下水は、油が含まれている可能性があることから、②の油水分離槽で油を水面に浮かせまして、水と油を分離します。浮いた油につきましては、油の吸着マットですとかバキューム車で回収しております。産業廃棄物として適切に処分をしております。続いて、7項目の操業由来の汚染物質を除去処理するために、技術会議で提言された内容に沿いまして、まずベンゼンにつきましては、③の曝気槽におきまして、地下水に空気を注入しましてベンゼンを気化させます。水と分離してございます。気化したベンゼン等は活性炭フィルターによる吸着処理で回収しております。この処理を行う活性炭吸着塔というものがあるのですが、右下の写真にはおさまっておりません。ちょっと下のほうに配置されております。なお、吸着処理後の排気につきましては、活性炭フィルターの出口でベンゼンのモニタリングを毎日行っております。無害化されていることを確認しておりまして、その結果につきましてはホームページで公表してございます。続いて、シアン化合物ですとかヒ素や鉛などの重金属につきましては、④の反応槽ですとか⑤の凝集沈殿槽におきまして、地下水中に薬剤等を投入いたしまして、地下水中に含まれている細かい土の粒子ですとか、シアン化合物、重金属等をまとめて大きな粒子にしまして沈殿させて、水と分離してございます。水につきましては、浄化水ということで下水道に放流しております。一方、沈殿物につきましては、⑥の脱水装置を経て、汚泥として外部でセメント資源化にするなど適切に処理をしております。

下水道の既設污水管への放流の話に移りますけれども、こちらにつきましても関係局からの指導を受けまして、真ん中の表にありますように、下水道の使用時期に応じて定期的に水質検査を実施しております。具体的には表の記載のとおりでございまして、現在におきましては、42項目につきまして毎月、水素イオン濃度につきましては毎日、それから42項目以外のダイオキシンについては年に1度の測定頻度になってございます。結果につきましては、6ページ以降に街区別に整理

してございます。全て下水の排除基準をクリアしてございます。

以上、これまでご説明してきた結果の計量証明書等につきましては速やかにホームページ上で公表させていただきます。

私のほうから最後に、資料は添付しておりませんが、その他といたしまして、前回の協議会におきまして委員のほうから、その後に行う現場見学会に際しまして何点かご意見をいただきました。例えば、中温加熱処理で土壌から除去したベンゼン、油については、二次燃焼室というところで 600℃から 800℃まで加熱して、完全に無害化するという私どものご説明に対しまして、どのように温度管理をしているのかわかりやすく示すべきではないか、こういうご意見をいただいてございました。それについては、現場見学会の際には、温度センサーの位置ですとか、温度管理をするモニター画面の写真を用意して、説明をさせていただきました。

そのほか、プラントやテントからの排気につきまして、どこで何を測定しているのかといったことについてわかりやすく示すべきだ、こういうご意見もございました。それにつきましては、毎日測定しているモニタリングの結果ですとか環境アセスメントの結果についてホームページ上で公表していることを周知させていただきました。そういったことに加えまして、排気処理設備の内容につきましてわかりやすく説明したパネルをつくりまして説明したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○永井課長 続きまして、環境対策担当課長の永井でございます。

最後のページの資料3についてご説明いたします。開場後の地下水の管理についてでございます。地下水管理システムは、約 40ha、東京ドームで約 9 個分でございますけれども、非常に広い新市場用地全域にわたって地下水位を常時一定水位で管理・制御するシステムでございます。市場用地は、図にございますように、不透水層と遮水壁で囲まれております。雨が降りますと、大半はアスファルトなどによって地表で雨水として排出いたしますが、植栽等がございますので、一部は地中、土の中に浸透して地下水となります。土壌汚染対策工事でガス工場操業地盤面である A.P.+4.0m から A.P.+2.0m までの土壌は全てきれいな土と入れかえます。その上に盛土をして A.P.+6.5m の地盤に仕上げて、その上に市場建設物が建つこととなります。したがって、雨が降っても地下水位を A.P.+2.0m よりも上に上げないというふうに保つことが最も重要でございます。

具体的には、図の左側からご説明いたしますが、モニタリング井戸の左にもう一つ井戸がございます。地上付近で「貯留槽へ……▶」と表現しておりますけれども、これが地下水位を A.P.+2.0m 以下に保つために地下水を吸い上げる揚水ポンプを仕込んだ井戸でございます。市場用地は大変広うございますので、全域にわたって地下水位を A.P.+2.0m 以下に保つためには、揚水

井戸を複数設置することになります。揚水しました地下水は、図の中央から右側にも揚水ポンプを記してございますけれども、それをもちまして、図の右側にございますように、貯留槽に集めて、水質の検査、モニタリングを行うように考えております。汲み上げました地下水は、最終的には下水管に排出いたします。排水のためにも水質の検査が必要になります。これは工事のときと同じになります。万々が一の異常時に備えて、念のために浄化機能も準備しております。貯留機能といたしましては、日常的な管理に用いる貯留槽のほかに、集中豪雨ですとか大雨が降ったときにも対処できるように、日常維持している地下水位を A.P.+2.0m から約 20 cm 下げることにによりまして、地中にも雨水を貯留できるようにしてまいります。地下水管理システムは、ご説明しましたように、揚水機能、水質モニタリング機能、浄化機能、貯留機能に加えまして、これらの各機能をコントロールするために、モニタリング井戸で計測した地下水位データなどをもとにして、自動で揚水ポンプを稼働させて地下水位をリアルタイムで監視できるように、自動制御機能も備えたものとして構築してまいります。

今回は、技術会議で提言されました地下水管理システムの内容をご説明させていただきました。今後も具体的な検討、検証を進めて、当協議会におきまして、システムのさらに詳細な内容をお示しさせていただきます。

以上でございます。

○細見座長 どうもありがとうございました。

ただいま本日の次第の報告事項、工事がどのように進んでいるのか、それから汚染土壌をどのように処理しているか、また汚染地下水をどのように処理しているかという結果を報告していただいた後、最後に資料3で地下水管理システムを、これから協議会を経てこのシステムを完備していくわけですが、まず議論の第一歩として概要を説明していただきました。

各委員の皆様方からいろいろご意見を頂戴したいと思います。まず全体の工事の状況というのが資料でいいますと1という3枚物で、一つ一つのメッシュが10m区画になっていますので、一つのマスがほぼこのぐらいのものでしょうかね。それを一つ一つ、対策を予定されているところと実施したところ、完了したところ、いろいろ分けてございますが、この資料1について何かご意見とかご質問とかありますでしょうか。

6街区というのがこの図でいうと左上になりますが、ここが今仮設の現場で設置している処理プラントがあるところですので、工事の進捗上ここが一番遅くなるだろうということで、5街区と7街区については半分強というか、いろいろあるかもしれませんが、そのぐらい進んでいるというくらいでしょうか。これは、まず全体の汚染した土壌の処理、対策、それから汚染地下水の対策の全

体像というんでしょうか、どのぐらい進んでいるのかというのが示されています。志村部長から言われましたように、当初よりは、いろいろ工事を慎重に確実にやっていく関係上、遅れているというところでございますが、これを見たら進捗状況は大体ご理解していただいたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

そうしたら、次に資料２－１については、前回現場で見学させていただきました微生物処理だとか洗浄処理、それから中温加熱処理のそれぞれでどれだけ汚染土壌が処理されたかということが書かれた資料でございます。これについて、何かご意見だとかご質問はございますでしょうか。

○三浦委員 東卸の三浦と申します。今回、想定外の埋設物が見つかったということですが、当初から埋設物の話は議論されていたはずだと思うんですけども、なぜ想定できなかった。また、想定外の事態は汚染物質にでも当てはまるはずです。開設後もし汚染物質が発覚すれば、風評被害などの影響は多分はかり知れないと思うんです。我々、以前から万が一の事態が生じた際に担保を東京都さんに求めてきましたが、まだその回答というのですか、そういったのはいただいていません。このことについて、もしご意見をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○細見座長 ご質問のポイントは、一つは、想定外というのに関して実際どうだったのかということか、具体的にどういうものかというのを少し説明していただくということと、もう一つは、それに関連してでしょうが、もし万が一という場合に対してどう考えておられるのかというようなご質問でよろしいでしょうか。

○三浦委員 はい、結構です。

○細見座長 いかがでしょうか。

○古澤課長 事務局のほうからコメントさせていただきます。

想定外の地中障害物につきましては、土壌を掘削するような過程におきまして、当初予定していない箇所に昔あった構造物の基礎などの障害物が確認されました。このために、各街区に設置する遮水壁、鋼管矢板等の打ち込みの前に障害物の位置を詳細に調査したということでございます。それから、それに先行して障害物の撤去工事を行うことによりまして非常に時間を要することになっております。

万が一という話はお答えしづらいのですけども、今後そういうことがないように、私ども、しっかり対策をしていきたいと思っているところでございます。

○細見座長 今のお答え、どうでしょうか。

○三浦委員 はっきり言って、あまり納得はしていないですけども、前向きにお願いいたします。

す。

それと、今説明の中に、地下水管理のことについてお話があったと思うんですが、もう一つよろしいでしょうか。

○細見座長 地下水管理はまた後でさせていただいてよろしいですか。今はとりあえずこの汚染土壌の処理についていかがでしょうかということで、後で地下水、それから地下水の管理システムと議論を移していきますので、まず仮設の土壌処理プラントで実施されている処理結果について、この表の見方だとかいうことについて、事務局からさっと説明を受けましたけれども、皆さん、ご理解していただけましたでしょうか。

これは処理結果だけが出ていますけれども、この処理結果を得るためにはそれなりの、洗浄処理プラントだとか微生物の処理でもそれぞれのところで、例えば中温加熱処理だと、ベンゼンとか油を焼却して無害化した後、本当に無害化したガスになっているのかということもちゃんと検査されている。これは毎日でしたか。そういうモニタリングをした結果のデータが出ている。そういうデータはここには載っていないで、最後に出てきた処理土の中に含まれているものはない、あるいは溶出しないという結果だけがここへ多分出ているので、実際はもう膨大な日々の処理の管理でデータが出ています。こういう全てのデータというのはホームページに載っているんでしょうか。日々の何とかとかいうか。

○古澤課長 全て公表してございます。排気の公表につきましては、日々測定して、その結果についてはホームページで公表しておりますが、表現の仕方としますと、基準値をクリアしているかどうか。クリアしている場合は「○」、こういうことで表現して毎日公表してございます。

○細見座長 わかりました。

いかがでしょうか。2ページにありますように、汚染土壌が非常に複雑とか、単にベンゼンだけで汚染されているわけではなくて複合汚染もあったり、あるいはそれに油があたりということで、それぞれ仕分けをしながら、それにふさわしい処理をやっていただいております。確実にするために少し時間を要しているかと思いますが、この土壌処理についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次は、資料2-2は汚染した地下水をどのように処理しているか。これも大変な作業で、資料2-2で書いてありますように、写真もつけていただいて、対象区域、基本は10mメッシュのこういう区域だと思いますが、二つ一緒にやる場合には10m×20mとかいうサイズの鋼矢板で囲って、その中にきれいな水を入れる井戸、汚染した地下水を汲み上げる井戸、あるいは地下水が本当に環境基準を満足しているかどうかを観測する井戸、この3種類が埋め込まれています。それを確実に

何回か簡易分析で確認しながら、ここまで以下だったら公定分析をして、公定分析した結果だけが実はこの表に載っているんですね。ですから、1 ページのフローチャートのところに簡易分析で「-----」と描いてある、これを何回か確認しながら、確実に汚染した地下水が浄化された、環境基準を満足しているはずだろうということで公定分析をして、その結果でもって浄化完了と。こういう念には念を入れたような地下水の汚染対策をしていただいているということです。表の見方で、一街区というのは 10m メッシュの一つだと。四つの場合もあるんですね。四つだと、縦長か正方形かよくわかりませんが、そういう形で鋼矢板で汚染したところを区切ってしまう。その中の浄化をしていく。これについてご質問とか何かありますでしょうか。本当にどのような意見でもご質問でも結構ですので、何かございませんか。

○山縣委員 鮭商組合の山縣でございます。まさに私たちは魚介類を直接お客さんに販売する職業でありますので、例えば昔、O-157 がありましたね。あれは肉に付着するばい菌なんです。ところが、マスコミの発表が生は危ないということで、大きなマグロが5本も6本も写っている記事を載せて、その中で生が危ないということで発表されました。大事なことは、消費者に対する不安だと思うんですね。それから、マスコミの方の正しい報道が大事だと思います。市場の移転ということは決まったわけでありますから、これだけやっていて大丈夫ですよということを消費者の皆さんにまず言っていただきたい。そうでないと、風評被害が起きた場合に、要らないことが針小棒大に伝わりますので、スクープ合戦よりも、正しいことを消費者の皆さんに伝えると。これだけやっているんだから大丈夫ですよという方向でぜひお願いしたいと思います。そうでないと、魚商さんもそうですけれども、つまらないことで——つまらないと言うと語弊がありますけれども、あらぬことで不安ばかり先行すると何ものなりませんね。でありますから、そこだけはぜひお願いしたいと思います。ホームページのみならず、一般消費者の方は結局一番関心を持っているわけでありまして、市場の移転が遅れたのも、ベンゼンないしシアン化合物というものが出た、それをどうするかということで遅れているわけでありますから、これだけやって大丈夫ですよということを強調していただきたいと思います。私は現代の医学、科学をもってすれば、正直言って、開設すれば皆さんの不安は1年か2年で恐らく忘却のかなたになるのではないのかなと思います。でありますから、開場するまでに、一般消費者、国民、都民の方に、これだけやっているから大丈夫ですよということを強調していただきたい。正しい報道を心がけていただきたい。それをいつも思っております。

○細見座長 ありがとうございます。

地下水汚染対策をここまで確実にやっているということを、ホームページだけではなくて、これは事務局にもお考えいただきたいのですが、今の山縣さんのご意見というのは、例えば記者発表で

も、ホームページを見ればみんなわかるだけではなくて、積極的にこういう対策工事、もちろんこの協議会でオープンにしたデータを、どちらかという、記者に投げ込みを入れるとか、こちらの姿勢としてそういう姿勢が大事だろうということだろうと思います。

○山縣委員　そうですね。あと、昔、放射能汚染のビキニのマグロがありましたよね。この地下に眠っているわけです。そのときはそんなに大騒ぎにならなかったですね。よほどそちらのほうが大きかったんじゃないかな。多分、国民、都民の皆さんの関心も薄かったんだと思いますけれども、今は情報とかいろいろ言われていますから、その場合には、より正しく、これだけやっていますよと。まさに今、座長がおっしゃっていたように、ホームページに出ていますよ、公開していますよというのではPRが薄いので。コンクリートでやるなりすれば、ジャージャー水を流してやっていますので、内容的には、僕は個人的にも、業界としても、そんな大きな心配はないですね。お客さんに対する姿勢だと思うんです。お客さんがどういうふうに思われるか。特にこれはマスコミの方をお願いしたいと思います。まさに O-157 はそうですね。おなかを壊して死んじゃったということよりも、どうしたら治るのかとか、どうしたら防げるのかとか、これだけやっていますよという落ちついた報道を私たちは期待していますし、お願いしたいと思っています。

○細見座長　切実な問題だと思いますし、これは一朝一夕に解決するわけではなくて、日々こういうデータを積極的に公表して行って、自分のほうからマスコミに対して説明会をするとか、そういう積極性をずっと継続していくことが、誤った報道だとか、事実でないことがすごく強調されて、あるいは、どうしたらいいのか、本当はそちらのほうに重きを置くべきなのだろうけれども、どうもスクープ的に扱われてしまうことが多いので、そういうことがないように、日々我々としてもこの土壤汚染あるいは地下水汚染対策はここまでちゃんとやっているということを説明し続けて、積極的に続けていきたいと思っています。ありがとうございます。

公表の仕方については何かご意見がありますか。

○小野課長　事務局から、これまでの取り組みと今やっている案件ですけれども、例えば一般の都民の方にバスツアー等で豊洲の現場を見ていただいて説明をすることとか、市場まつりとか魚（とと）の日まつりとか、いろいろなイベントの場を通じてブースを設けてご説明したりといったことも取り組んでおりますので、引き続き積極的にお伝えするようしていきたいと思っています。

○細見座長　市民の方、都民の方を含めて、あるいはマスコミ関係者にも配慮をしていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、また戻っても結構ですので、次の公共下水道への排水の測定結果というのが資料2ー

3にございますが、これは雨水として出す場合と、それから汚染した地下水を処理して下水道の汚水管のほうに流すという二つのルートがございます。それぞれについてデータで示していただいているのですが、これについていかがでしょうか。何かご質問だとかご意見とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら、下水道が雨水管に流れているのと汚水管に流れるというのを二つ、これは我々もよく理解していただきたいと思います。

下水管には、もちろん合流式もあるのですが、雨水管と汚水管と分かれてあるということで、資料3は、この協議会で今回以降、今後の地下水管理について議論していきますが、ここに出てくるこの図の下水管というのはどの管なんですか。汚水管なんですか、それとも雨水管なんですか。

○永井課長 汚水管でございます。

○細見座長 汚水管ですよ。資料3の最後、地下水位を一定に管理するために汲み上げた水は汚水管のほうに流れるということで、汚水管に流れれば、最終的には処理場で処理をして、最後は放流されるという過程になります。雨水管の場合には直接どこへ行くんですか。

○永井課長 海洋水域に最終的には排出されます。

○細見座長 海域に行く。下水はそういう仕組みになっているというのをご理解の上で、資料3にありますように、地下水の管理システムについて、概要ですけれども、これからこういうふうな形で、具体的に何本の井戸をどうするかとかいうのは今後議論してまいりますけれども、こういう形で管理していきましょうという説明がございました。何かこれについてのご意見がございますでしょうか。先ほど、三浦さん、何か地下水管理について。

○三浦委員 地下水管理のことでちょっとお話しします。地下水管理で、水位を一定に保ち、環境基準以下に管理していくということですが、処理土量が大幅に上回れば地下水の管理プラントも増やす必要があるのではないですかという質問なんです。地下水管理について変更点があればお知らせくださいということです。

○永井課長 事務局からお答えいたします。地下水管理、地下水位を一定に保つやり方というか、考え方ですけれども、年間の降雨量、どれだけ雨が降って、どれだけ地下水に浸透していくかということから基本的に決まりますので、対策土量とはリンクしないのでございます。ですから、土量が増えても地下水処理プラント、地下水管理システムの規模が拡大するということは基本的にございません。

○三浦委員 わかりました。

○細見座長 地下水管理は、これからまたもう少し具体的にどんな施設にするんだとかいうのも議

論させていただきますが、こういう大きく囲った遮水壁の中で、しかも底面は不透水層という非常に浸透しにくい土層がある。そこでどういうふうに地下水面を管理していくかということですが、地下水の流れとかのご専門の西垣先生、何かご意見がございましたら。

○西垣委員 恐らく市場の建物、市場の皆さんがお仕事をされているところと地下の水とそんなに接触しないようにということで、地下水管理をということに理解していただいているんです。今、地上の高さが 6.5m、それで地下水位を 1.8m ぐらいまで下げて、未来永劫この土地を維持していきますというお考え、これは地震が来たときに下から液状化するとかいうことで、下の水が上がってこないとかいうことの対策も随分含まれているんだと私は理解しております。

こういうふうな地下水の管理というのは、既に横浜で東燃さん、石油関係のタンクの基地の地下水位をずっと下げっ放しで地震の対策をされた事例がございます。上から入ってくる水をできるだけ減らしておいて、下の赤いところの「不透水層」と書いてありますけれども、粘土でございます。とはいえ、いろいろなところから少しずつ入ってくる水を、常に水位をそこで管理しながら下げていくという方法。これは今、幕張で 3.11 の後に地震がありましたとき、あそこも千葉大学の中井先生が、地域全体の液状化しないような対策として地下水を低下させようということを千葉のほうで決定されております。向こうが先に恐らく工事をされるのではないかと思います。今回、自動制御機能、最近随分進んでいますセンサーで、インバーターモーターでポンプアップの量を変えていく方法でやっていくと思います。今、座長のほうから、実際フィールドが自然の神様がつくったところですから、粘土層の高さも違ったり、砂層の高さも違ったりしますから、これもこれからの調査で、実際にこういう管理をする側は対策をいろいろ検討していただけるんじゃないかなと期待しております。

○細見座長 ありがとうございます。こういう地下水位を常時 1.8m ぐらいで管理するというのが、例えば地震対策、特に液状化に対しても有効だろうということでございます。これは我々、今回、市場の建物だとかその機能を維持していく上でプラスに働くだろうということでございます。ただ、非常に広いところなので、この絵はすごく単純に描かれています。本当に広いところから地下水を 1.8m に管理するには、1 本の井戸ではとても地下水の管理はできないと思われます。これを何本にすればいいのか。この辺に関しては、計算だとかなんかをしながら最適な本数だとか、そういうものを後でまた議論させていただきたいと思います。

このような地下水位の管理の仕方について、何かほかにご意見とかご質問があれば。江東区さんのほうはどうでしょうか。何かございますでしょうか。

○石川委員 地下水管理システムの点だけではないんですけれども、先ほど風評被害とかいろいろ

な部分でお話がありました。江東区としても、安全安心のために、今やっているモニタリング調査についてはしっかりと継続していただくことと、やはり不安に思う人も中にはいらっしゃる部分がありますので、安心だという説明をマスコミも含めて地元にも情報発信をしていただくことが重要だろうと考えております。地下水管理システムだけではないんですけれども、全般にわたるのですけれども、要望として伝えさせていただきたいと思います。

それから、ホームページのデータはかなり詳しく精緻に出されている部分がありますけれども、風評被害を起こすような人たちの部分について、詳し過ぎて、逆に見てもわからない。専門家がればわかるのだけれども、一般の区民の人たちも含めて何となしにわからないという部分があるかと思うんですよね。そういう部分については、もしかしてここにいらっしゃる専門の先生方のコメントで、これは安全ですとか安心ですとかいうコメントを入れると、一般の区民の方も「ああ、有名な先生がおっしゃっているんだから大丈夫だ」という安心感がより出るのかなと。これは提案でございますけれども、もしやっていないのであればそういうふうにやっていただければありがたいなと思います。行政がこうだと言っても、今の時代は「いや、そうですね」とうなずいていただける方が減ってきておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

○細見座長 確かに、例えば本日も資料2-1とか2-2とか膨大な——これでも本当に一部のデータなんです。あれを全部見せられてもなかなか理解できにくいかもしれませんので、本当に必要な人にはそこのホームページへ飛べるようにして、最初はもうちょっと概要というんでしょうか、ぱっと見て、現状はここまで進んでいて、環境基準値以下あるいは目標値以下になっているので、工事は順調に進んでいますというようにわかりやすく、本当に詳しいデータを知りたい方はそこへ飛んでくださいとかいうような形にして、最初にぱっと見てわかるようなものも工夫していく形を、もう少し事務局でさらにバージョンアップを考えていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。そうすると、全般を通じて、全て工事の状況から、汚染した土壌、地下水処理結果、それから今後議論してまいります地下水管理システムについて、あるいはそのほかも含めてでも結構ですので、何か各委員のほうからご意見なり提案があれば当てていきます。一言でも結構ですので、何もなければそれで結構ですが……。

○三浦委員 土壌汚染の処理をする土の量が1.4から1.5倍ぐらい増えたということです。これについて、本当に言いたいことは多々あるんですけれども、まず我々がずっと言ってきた、有楽町層の下にも土壌汚染が拡散していますということを何度も我々は東京都さんに言ってきたと思うんです。それを東京都さんが、有楽町層の下には汚染はないと言ってきたんですよ。我々は、汚染はあると言ってきて、東京都さんは、本当はないと言ってきた。でも、実際はこうやって汚染があ

ったんですよね。だから、その処理する土が 1.4 から 1.5 倍だとか、1 年延期だとか、今になってやっと東京都さんが発表したんです。そこで、今回は強く求めたいことなんですが、第 2 帯水層の底面までの詳細な調査をするべきではないか、そのところを強くお願いしたいことです。これは環境省のガイドラインにも書いてあって、土壤汚染を十分に把握する観点からはとか、最初の帯水層より深い位置まで土壤汚染が存在する可能性がある場合は第 2 帯水層まで調査することが挙げられているというようなことが書いてありますよね。豊洲の場合は可能性ではなくて、現に汚染が有楽町の中に、それから下に広がっているわけですから、これは法的義務ではないけれども、やったほうが環境省もいいと言っているわけですよね。我々としては、これは強く求めたいと思うんです。この協議会の監視のもとで第 2 帯水層まで土壤汚染調査をやるということを強く要望いたします。

○細見座長 三浦委員からの要望ということで承りましたけれども、第 2 帯水層というのは、例えば資料 3 でいうと、赤く塗られている不透水層の下の部分で、恐らく少し圧力がかかっているようなところだろうと思います。これについて考えないといけないんじゃないかというご指摘ですが、事務局のほうではどのように。

○古澤課長 事務局からコメントいたします。工事に際しまして不透水層内の汚染状況について調査をして、公表してございます。その結果として、不透水層の中に汚染が一部検出されてございます。これにつきましては、原因を特定することは困難でございますが、検出された箇所は 5 街区でございまして、そこにつきましては、昔、ガス工場が集積していたことから不透水層内に汚染物質が存在するということで想定はしていたということでございます。その調査が不十分ではないかということでございますが、全て不透水層である有楽町層内で汚染を確認してございまして、そこで対策範囲を確定できましたので、調査としては十分であると私どもは考えてございます。

○永井課長 若干補足させていただきます。今回、9 月に公表しました底面管理に関する調査の結果でございますが、委員、ちょっと誤解があるようでございます。全て有楽町層、不透水層の中で汚染が止まっていることは確認できておりますので、有楽町層、第 1 不透水層の下に汚染が拡散しているというデータは一つも上がっておりません。そのところは間違いのないようお願いいたします。

○西垣委員 今、資料 3 でいきましたら上の底で改良されてしまったお話なんですけれども、現在この上の層はまだ何にも実施されていない。この層は汚染していますと。下の「不透水層」と書いてある粘土層、これはもう少し厚いのですけれども、この上部も汚染していますということは、現場を掘削していて確認しておられます。この粘土層の下まで、三浦さんは今、汚染していると言っておられるのかなということですが、そうなんですか。

○三浦委員　そうです。

○西垣委員　それは、事務局のほうで、粘土層の下の帯水層、東京は第1、第2帯水層、そこは今のところ汚染していないという結果が出ていますよということで、ご理解いただけるか。そのデータも全部公表していると思いますので。

○三浦委員　わかりました。

○古澤課長　ちょっと補足させていただきますと、今回の不透水層内の調査でございますけれども、2深度確認といいまして、汚染が検出されない深度を、2深度にわたって確認をして、それで初めて汚染の浸透の範囲を確定している。それが不透水層内でおさまっているということでございます。その下に汚染は広がっているということではございません。

○細見座長　具体的にこの不透水層、これは有楽町層というんですね。およそこの粘土層は何mぐらいあるんでしょうか。場所によって当然違うと思いますが。

○古澤課長　場所によって確かに違うんですけれども、事前の調査によりまして、2mぐらいから中には20mぐらいまで、ちょっと幅がございます。

○細見座長　2深度確認という言葉が出ましたけれども、2深度というのは1m置きのことですね。ですから、例えば10mぐらいある粘土層のところに、最初一番上のところに汚染が見つかったとすると、1m置きに調べて、その下2mまで問題ないということがわかったら、それ以下は汚染はいっていないはずだということで、汚染が見つかったところまでを掘削するのが現実に行われているということです。要は、数mある粘土層の下まで汚染がそういう形ではっていない、そういう状況ですね。そういうことであれば、現在、掘削を進めていただきながら、もしも仮に万が一ということですが、今後、掘削除去されていく、例えば第6街区のようなところでそういうことが見つかれば、それも順次、今の手法でもって粘土層を調べていただいて、汚染が見つかったところよりも深く2mまで汚染がいっていないことを確認したら、そこまでは、汚染したところまでは掘るという今までの姿勢でやっていただく。これは随時公表していくということだと思います。もし仮にその粘土層の下までいっていた場合があったときには、どうされますか。もしもあったら、今後のところで……。

○古澤課長　2深度確認が完了できるまで、対策範囲が確定できるまで調査を続けるということで、確定した範囲につきましては確実に掘削除去する、こういう姿勢でございます。

○細見座長　そういうことで、そういう最悪の事態になっても2深度確認をしながら汚染範囲を決めていきますということです。そのデータも見えていただきながら、三浦委員のほうからもそれを確認していただければありがたいと思います。

ほかに各委員の方、本当に何でも結構ですが、何か協議会で発言したいということがございますでしょうか。

○西垣委員 事務局はそういうのををお持ちですから、さっき山縣委員がおっしゃっておられたように、今のところこういう状況ですということを皆さんにアクティブに、ホームページというのは僕らは受けなんですよ、誰かがアクセスしない限りは。でも、こちらから何か皆さんに広報するような形をとっていただければ、先ほども山縣さんがそれを随分おっしゃっておられましたけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

○細見座長 予定の時間というのは 10 時半からと書いてあって、何時までと書いてないんですけれども、一応 12 時ぐらいを念頭に置いております。各委員の皆様方でさらにご意見だとか何かございますでしょうか。

○三浦委員 時間もないということなので、二つほどご質問させていただきます。

新海面処分場に排出した土は受け入れ基準に伴い 46 項目の調査をしています。この調査で PCB やバナジウムの存在が明らかになりましたよね。豊洲新市場の予定地や全体におきましてこれらの汚染実態を調査し、環境基準に合致するかどうか教えていただきたいと思います。

もう一つ、ついでに、モニタリングについてですが、どのように実施し、何をもって完了するかをお聞かせください。また、情報開示の方法についてもお聞かせ願いたく思います。よろしくお願いいたします。

○細見座長 掘削した汚染土壌を外のほうに処理されている。そのことでしょうか。

○三浦委員 そうですね。

○細見座長 それで何か汚染が見つかったんでしょうか。

○古澤課長 まず、昨年 3 月に公表した調査の結果でございますが、A.P.+2.0m から A.P.+4.0m の間の土壌を新海面処分場等に搬出するために、搬出先の受け入れ基準に従って実施した調査を公表させてもらっています。その中で PCB も検出されたということでございます。これに対しての私どもの対応でございますが、この調査自体が土対法によるものとは目的も異なっております。それから、調査分析方法も異なっております。この調査の結果というものが環境基準の値を超過しているということであっても、私どもとしては土対法上の汚染ではないんだ、そのように考えてございます。これにつきましては、専門家からも同様な意見をいただいております。今回、9 月に公表させていただいた内容につきましては、念のために実施したことなんです、土対法に規定される分析方法によって分析を我々はしました。それにつきましては全て環境基準以下であったということでございまして、改めて土対法上の汚染ではないことを確認できたということであります。

○永井課長 2点目の質問は、形質変更時、土壤汚染対策法に基づく2年間モニタリングということでしょうか。

○三浦委員 はい。

○永井課長 市場用地は形質変更時要届出区域という土対法上の区域に指定されておりますので、対策完了後に区域を外すという法の手続としてモニタリング、これは2年間やることになりますけれども、そういう制度がございます。私どもとしても区域は土壤汚染が処理できているということを示していきたいと思っておりますので、2年間モニタリングの対策を手続として実施していきたいと考えております。

○細見座長 恐らくその質問は、どのようなモニタリングをするのかということ質問されたんですか。

○三浦委員 そうです、具体的に。

○永井課長 具体的には、対象の区画にありました汚染物質を、井戸を掘りまして、地下水を採取して区画の対象物質が地下水に溶けていないということをもってモニタリングの完了であるとなっております。これは土壤汚染対策法のやり方に書いてありますので、そのとおりにやっていきたいと思っております。

○細見座長 もう一つは何でしたか。

○三浦委員 データの開示の仕方。

○永井課長 私ども、今までの工事のやり方と同じように適切に開示していきますし、土対法の手続でございますので、確か告示行為だったと思います。あと土壤汚染に対する台帳の中からも削除されるということになります。

○細見座長 区域指定はホームページ上とかで公表して、それを外す場合にもまた手続がありますので、これは誰でも見られるようになっていると思います。そういうことも含めて地下水管理システムというのは非常に重要な役目ですので、ぜひ今後とも三浦委員におかれましては、ここら辺の具体的なやり方等、また今後詰めてまいりますので、ご意見をいただければと思います。

○大北委員 私は消費者として今までもご意見を言わせていただいていたんです。以前も私たちの団体のところに東京都からおいでいただきまして、説明を受けました。今年の1月8日に1年間延期になるということをおも新聞で知りまして、これはどうなっているのかなと疑問に思いました。やっぱりひどい汚染が広範囲に進んでいる、そんなふうに思っておりました。今日はこういう会合に出てある程度わかりましたので、また私の団体のほうにも、それからそこに消費者の方にも来ていただいて、皆さんにわかりやすく説明をしていただきたいと思いますと思っております。

○細見座長 私は、今回の土壌処理も地下水もこれだけ確実に、しかもみんなの目に触れる形でデータも公表して、かつ、この協議会で各委員にいろいろな立場から意見を言っていただく場を設けていただいて、これだけ努力しているのに、それが伝わるように、そういう仕方、あるいは説明の仕方、そういうのもぜひ工夫をしていただいて、新市場の土壌汚染対策と地下水汚染対策が本当に安全と安心を確保できるように十分されているということを、時間は1年延びますけれども、それを確実にやっているというのを、今回、協議会でもその道程を見ていきたい。さらに、今回から議論してまいります、地下水管理、これは将来もっと長く、未来永劫というんでしょうか、少なくとも何十年とか、もっと何百年というか、そういうところまでもこの市場の敷地をこういう形で管理していこうということです、十分この協議会でもいろいろなご意見をいただいてよりよいものにしていく。将来に向けても我々の使命があるというふうにご理解していただいて、今後この市場用地が十分安全安心であるということを確認していただくための大きなバックボーンになればと思っています。

それでは、予定といたしますか、12時が参りましたので、特段ほかにご意見がなければこれで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

本日いただいたご意見というのはいくつかその場で答えていただきましたので、大きな宿題はなかったと思います。ただ、マスコミの方だとか、より積極的に情報を公開して、今回の土壌汚染対策、地下水対策が十分行われているということをもう少し積極的に言ってはどうか。その宿題があるかと思いますので、事務局におかれましては、その方法を、市民の方のさまざまなイベントでも今既におやりだと伺いましたけれども、さらに進めていただきたいということが本日の協議会の大きなご意見だったかと思います。

それでは、次回開催につきましては、また工事の進捗状況とか、地下水管理システムに関して検討された状況を踏まえた上で日程調整をしたいと思います。半年というのはちょっと長いかなという気もします、事務局におかれましてはもうちょっとタイミング的に考えていただければというのが個人的な要望です。

これをもちまして、本日、第2回の協議会を終わりにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

閉 会